

青森県報

第二百四十八号

令和二年
十二月十八日
(金曜日)

目次

告 示

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一

○道路の区域の変更……………(道路課) ……一

○道路の供用の開始……………(同) ……二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(河川砂防課) ……二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……三

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三

○右 同……………(同) ……四

○右 同……………(同) ……五

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……六

教育委員会

○青森県営スケート場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(スポーツ健康課) ……六

○青森県営スケート場規則の一部を改正する規則……………(同) ……六

公営企業

○青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………(病院業務課) ……七

雑 報

○地方独立行政法人青森県産業技術センター凍結真空乾燥装置購入に係る一般競争入札……………

地方独立行政法人
青森県
産業技術センター

告 示

青森県告示第八百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
株式会社 久安セントラルビル二階	居室介護	弘前市大字石渡三丁目四の三二	令和三年一月一日
株式会社 久安セントラルビル二階	重度訪問介護	弘前市大字石渡三丁目四の三二	〃

青森県告示第八百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年一月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
	県道	野辺地野辺地停車場線	上北郡野辺地町字観音林脇三五の一四から上北郡野辺地町字上小中野三九の九まで					
後	一一・七〇メートルから一七・四〇メートルまで							
前	二八・〇〇メートルから二〇九・五〇メートル							

青森県告示第八百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年一月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道米山菖蒲川線	北津軽郡鶴田町大字野木字東松虫二〇の一から北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字一本柳二二二まで	令和二・三・二九

青森県告示第八百九十四号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 下川土砂災害警戒区域及び下川土砂災害特別警戒区域
 - 1 解除する区域

（図面省略）
 - 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊
 - 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

（図面省略）
- 二 道向土砂災害警戒区域及び道向土砂災害特別警戒区域
 - 1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）
 - 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり
(図面省略)

青森県告示第八百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 下川土砂災害警戒区域及び下川土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 道向土砂災害警戒区域及び道向土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり
(図面省略)

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMサンワ下田店

上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の三三

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

1 DCMサンワ株式会社

青森市青葉三丁目五の六

代表取締役 中村泰

2 宮古和義

青森市浜田二丁目一〇の二〇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日

DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 中村泰	変更なし	令和 二・三・一
株式会社三和物産 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村勝弘		

四 届出年月日

令和二年十二月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

令和二年十二月十八日から令和三年四月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年四月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMサンワ柏店

つがる市柏上古川房田一四五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

オリックス株式会社

東京都港区浜松町二丁目四の一
代表執行役 井上亮

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 中村泰	変更なし	
株式会社三和物産 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村勝弘		令和 二・三・一

四 届出年月日

令和二年十二月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

令和二年十二月十八日から令和三年四月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年四月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMサンワ八食店

八戸市大字長苗代字狐田五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社八食サービスエイト

八戸市大字河原木字神才二二の二

代表取締役 上平靖文

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 中村泰	変更なし	
株式会社三和物産 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村勝弘		令和 二・三・一

四 届出年月日

令和二年十二月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和二年十二月十八日から令和三年四月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年四月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品（以下「供給物品」という。）の単価契約に係る一連の調達

1 P P C用紙 A 4 二千五百枚入（予定数量二万千八百八十箱）

2 P P C用紙 A 3 千五百枚入（予定数量千七十箱）

3 P P C用紙 B 4 二千五百枚入（予定数量千四百九十箱）

4 P P C用紙 B 5 二千五百枚入（予定数量百七十箱）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

一の1から4までに掲げる供給物品ごとにそれぞれの入札としたものである。

四 落札者を決定した日

令和二年十一月十三日

五 落札者の名称及び住所

一の1から4までについて

株式会社ヒゲチ

青森市問屋町一丁目一五の二二

六 落札金額（一箱当たりの単価契約金額）

1 P P C用紙 A 4 二千五十七円

2 P P C用紙 A 3 二千五百八円

3 P P C用紙 B 4 三千百三十五円

4 P P C用紙 B 5 千五百六十七円五十銭

七 落札者を決定した手続

一の1から4までに掲げる供給物品ごとに、それぞれの予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年十月二日

教 育 委 員 会

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和二年十二月十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十号

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例（令和二年三月青森県条例第二十六号）の施行期日は、令和二年十二月十九日とする。

青森県営スケート場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十一号

青森県営スケート場規則の一部を改正する規則

青森県営スケート場規則（昭和六十年十月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
第二条中「除く。」の下に「並びに同表第三号に規定する個人使用及び団体使

用」を加える。
第三条第五項中「個人使用及び団体使用（貸切使用を除く。）」を「施設の使用」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月十九日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年十二月十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号を次のように改める。

二 臨床工学技士による救急の外来患者及び入院患者に緊急に対処するための勤務

四千百円

附 則

この規程は、令和三年一月一日から施行する。

雑 報

地方独立行政法人青森県産業技術センター凍結真空乾燥装置購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方独立行政法人青森県産業

技術センター物品又は特定役務の調達手続に関する契約事務細則第六条第一項の規定により公告する。

令和二年十二月十八日

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 成 田 勝 治

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品（以下「購入物品」という。）の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

凍結真空乾燥装置一式

二 納入期限

令和三年二月二十六日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第二条第一項から第三項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、入札の日までにAの等級に格付けされた者であること。

3 青森県の定める物品の製造の請負、買入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、開札の時までの間に受けていない者であること。

4 開札の時までに青森県の定める指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し、製作仕様書及び工程表を提出しなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて令和三年一月十五

日までに地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所に提出しなければならぬ。また、提出書類の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

弘前市大字扇町一丁目一の八

地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所技術支援部

電話 〇一七二―五五―六七四〇

4 提出部数 一部

六 入札説明書の交付等、契約条項を示す場所及び問合せ先

弘前市大字扇町一丁目一の八

地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所技術支援部

電話 〇一七二―五五―六七四〇

七 入札の日時及び場所

1 日時

令和三年一月二十八日(時間は入札説明書による。)

2 場所

弘前市大字扇町一丁目一の八

地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所一階研修室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第三十四条の規定による。

十 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

2 契約書取り交わしの時期は、落札者を決定した日から七日以内とする。

十二 入札条件

入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products be purchased:

Vacuum freeze dryer

2 Time limit for tender:

27 January, 2021

(Please refer to a bid manual in time)

3 Contact Point for the notice:

Hirosaki Industrial Research Institute

Local Incorporated Administrative Agencies

Aomori Prefectural Industrial Technology

Research Center

1-1-8 Ougimachi

Hirosaki City, Aomori 036-8104

JAPAN

TEL 0172-55-6740

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円